

「公益財団法人土佐育英協会補助金交付要綱」の一部改正の概要

- 1 現要綱が令和6年5月31日で効力を失うことから、その期限を令和9年5月31日まで延長する。
- 2 改正要綱の施行日 令和6年4月1日